

## 当医院からお知らせ

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生（支）局に届出を行っています。

### （歯外在べⅠ注5）歯科外来ベースアップ評価料（1）の注5

当院では、医療現場で働く職員の賃金改善を図り、質の高い医療提供体制を維持・向上させることに努めております。

### （矯診）歯科矯正診断料

当院は、（矯診）歯科矯正診断料算定の指定医療機関となります。矯正歯科治療は一般的には保険適用外ですが、下記の①、②場合に限り保険診療の対象となります。

- ① 「別に厚生労働大臣が定める疾患」に起因した咬合異常に対する矯正歯科治療
- ② 前歯及び小臼歯の永久歯のうち3歯以上の萌出不全に起因した咬合異常（埋伏歯開窓術を必要とするものに限る。）に対する矯正歯科治療

### （口血凝）口腔粘膜血管腫凝固術

当院では、口腔粘膜に生じた血管腫等の血管病変に対する凝固治療を行うことが可能な歯科医療機関です。

### （口指導）口腔機能実地指導料

当院では、口腔機能の維持・改善を目的として、患者様のお口の状態に応じた指導・管理を行う体制を整えております。

### （外薬供）地域支援・外来医薬品供給対応体制加算

当院では、地域における医薬品の安定供給および適切な医薬品提供体制の確保に努めております。

### （歯技工べ）歯科技工所ベースアップ支援料

当院では、歯科技工業務に従事する職員の処遇改善および安定した歯科医療提供体制の確保を目的とした「歯科技工所ベースアップ支援料」の算定を行っております。